

# 新郷村公共施設等総合管理計画

平成29年3月

## 目次

第1章 計画策定の背景と目的	
1. 背景と目的	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
4. 計画の対象範囲	2
第2章 当村の状況	
1. 人口の推移	3
2. 財政状況	4
(1) 歳入	
(2) 歳出	
(3) 基金・積立金残高及び村債残高	
第3章 公共施設の現状と課題	
1. 公共建築物の保有状況	7
2. インフラ資産の保有状況	8
3. 課題	9
第4章 総合管理計画基本方針	
1. 総合管理計画の2つの基本方針	10
2. 地方公会計制度の活用	10
3. 議会や住民との情報共有	11

## 第1章 計画策定の背景と目的

### 1. 背景と目的

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。

国においては、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成 26 年 4 月には各地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示し、総合管理計画の策定を求めています。

新郷村においては昭和 55 年度～平成 16 年度にかけて多くの公共施設を整備してきましたが、厳しい財政状況が続く中で、公共施設の老朽化による維持補修費の増大、改修などの課題を抱えている状況です。

また、人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造や村民ニーズの変化を踏まえ、保有する公共施設を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、経営的な視点に基づく取り組みが必要不可欠であると考えます。

このため、貴重な経営資源である公共施設を最大限に有効活用することを目指した「新郷村公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」といいます。）を策定し、健全で持続可能な財政運営の実現を図ります。

### 2. 計画の位置づけ

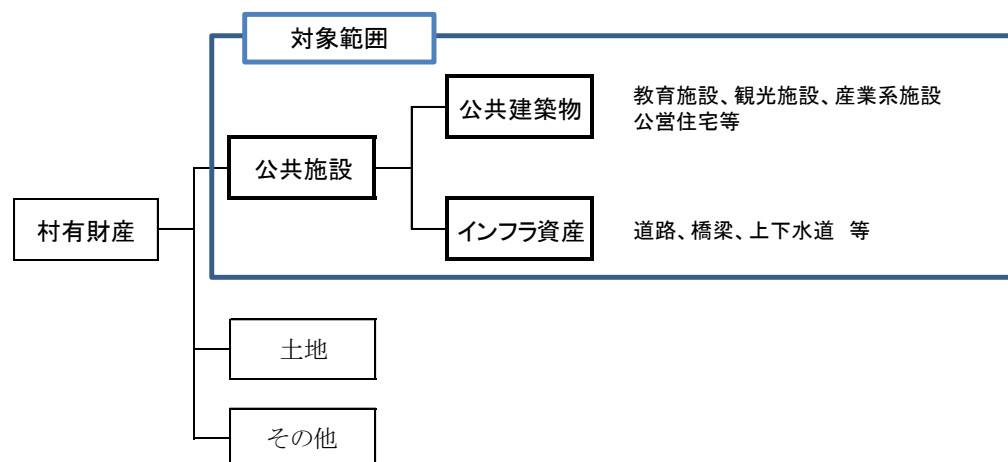
この計画は「新郷村総合開発計画」を最上位計画とし、その他の村の関連計画との整合を図り、当村の公共施設全体における基本的な取り組みの方向性を示すものです。

### 3. 計画期間

この計画の推進においては、中長期的な視点が不可欠であることから平成 29 年度から 30 年を対象期間とします。なお、期間内であっても必要に応じ適宜見直すものとします。

### 4. 計画の対象範囲

当村の所有する全ての公共建築物及びインフラ資産を対象とします。



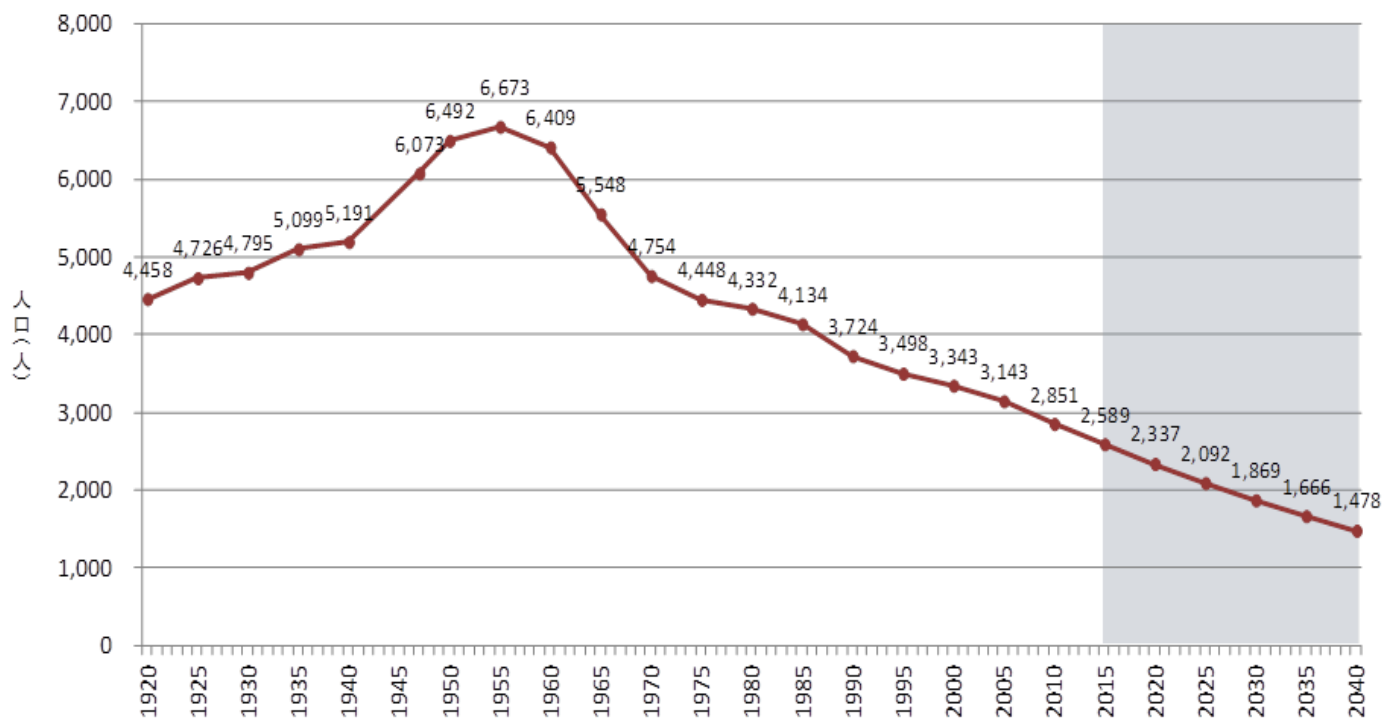
## 第2章 当村の現状

### 1. 人口の推移

当村の人口は、第二次世界大戦後増加し、昭和32年（1957年）頃にピークを迎えましたが、その後は一貫して減少傾向にあり、平成27年の国勢調査では2,509人となっています。

平成28年に作成した「新郷村人口ビジョン」では、平成52年（2040年）で1,580人、平成72年（2060年）で1,070人を人口維持の目標としています。

図1 総人口の推移



出典：新郷村人口ビジョン「図表1 総人口の推移」より抜粋

※平成22年（2010年）までは国勢調査結果を、平成27年（2015年）以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計

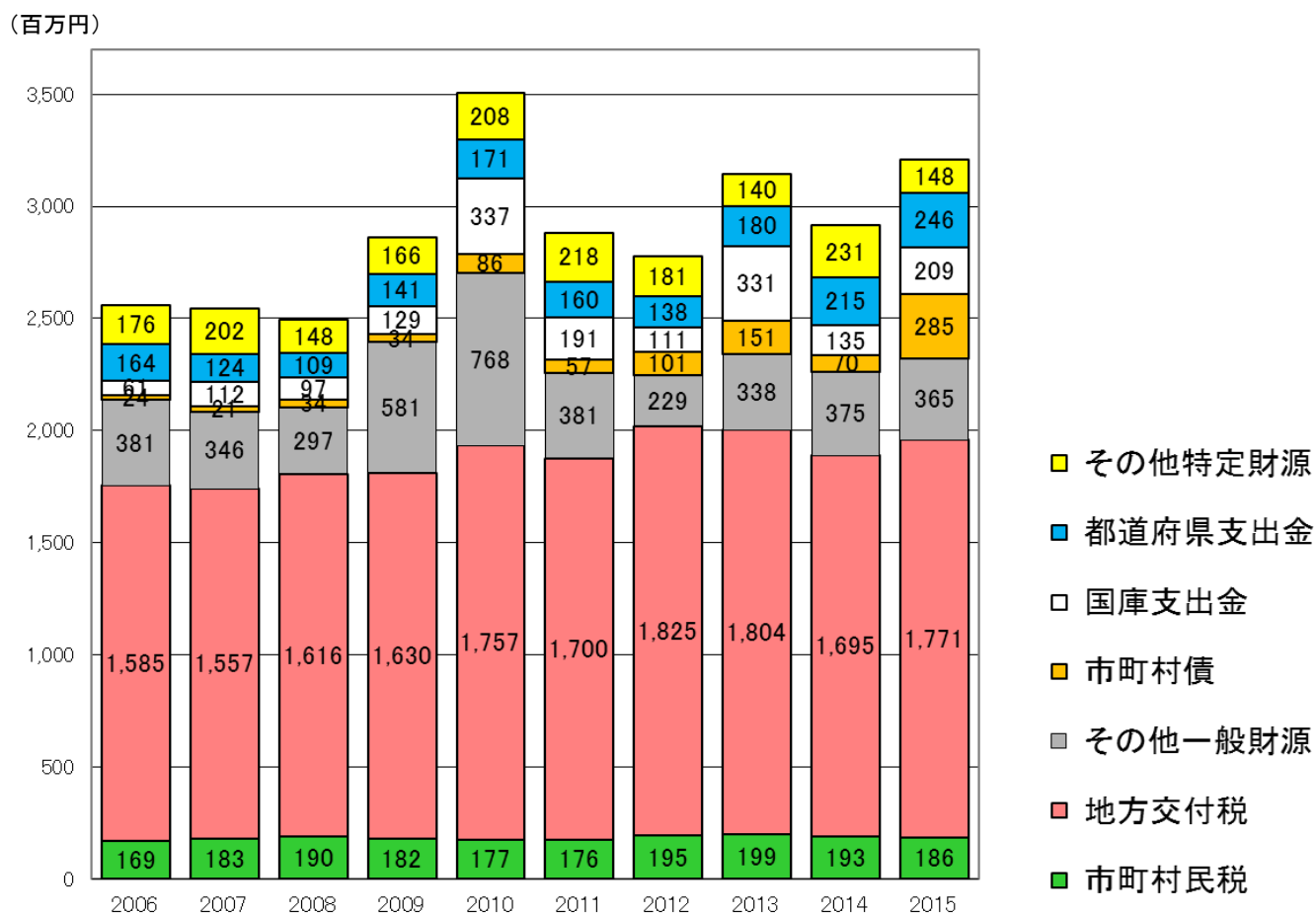
## 2. 財政状況

### (1) 歳入

平成 27 年度の歳入総額は約 32 億円、その内 55.2%の 17.7 億円は地方交付税となっており、当村の歳入は地方交付税に大きく依存しているため、今後も厳しい国の財政状況から見ても歳入が大きく拡大することは期待できません。

村税は 1.9 億円前後で推移していますが、今後人口減少に伴い減少が見込まれます。

図2 歳入決算額の推移（普通会計決算）

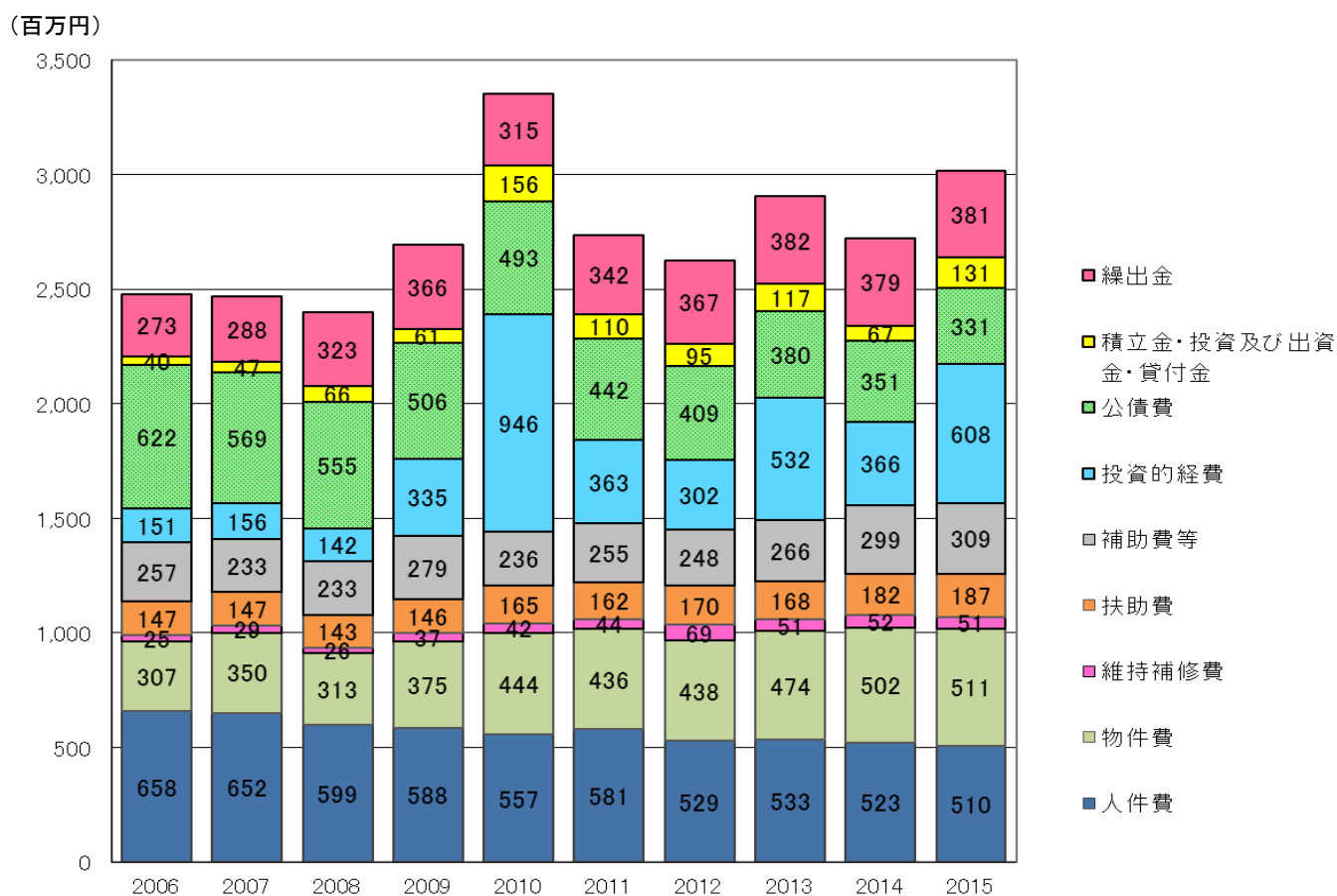


## (2) 歳出

平成 27 年度の歳出総額は約 30.2 億円、義務的経費<sup>(1)</sup> は人件費については横ばい傾向、公債費<sup>(2)</sup> は減少傾向、全国的に問題となっている社会保障経費の増加については、当村も増加はしていますが、人口が少ないため平成 27 年度決算の扶助費<sup>(3)</sup> は 1.9 億円と全体の 6.2%程度となっています。

その他経費では維持補修費については施設の老朽化等により増加傾向にありますが、大型建設事業がない限り歳出総額 5 千万円前後程度で今後は推移していくものと思われれます。

図3 歳出決算額の推移（普通会計決算）



(1) 義務的経費：地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費  
(人件費、公債費、扶助費)

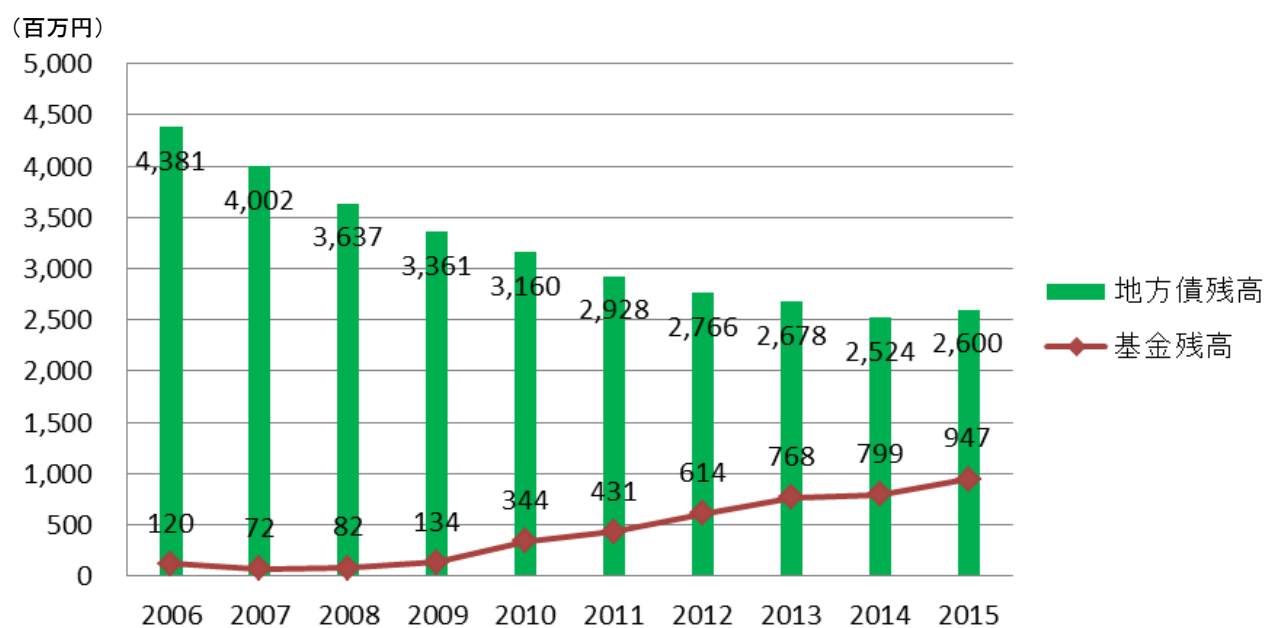
(2) 公債費：地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息

(3) 扶助費：児童福祉、老人福祉等に関する給付金で、主に法令により支出が義務づけられている経費

### (3) 基金・積立金残高及び村債残高

平成 27 年度末で基金・積立金残高は約 9.5 億円、村債残高は約 26 億円となっています。基金・積立金は今後、地方交付税が減額された場合の財源になるため、公共施設の老朽化に伴う改修・建て替えの経費の一部になるものと考えられます。

図 4 基金・積立金残高及び村債残高



### 第3章 公共施設の現状と課題

#### 1. 公共建築物の保有状況

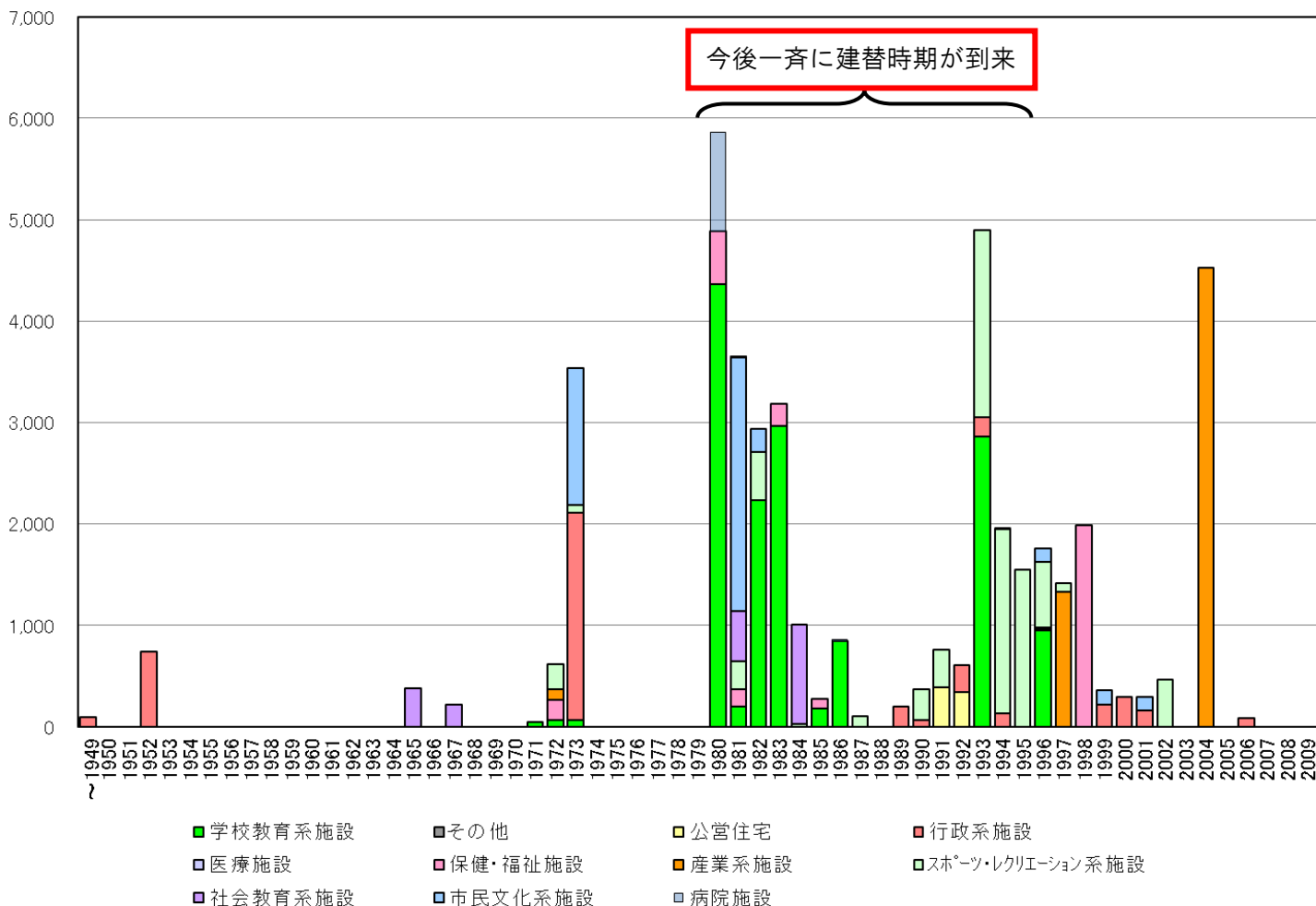
本計画の対象とする公共建築物は、平成27年3月末現在で102施設、総面積45,344㎡となっています。施設群としては、教育・文化・体育施設（26施設 20,909㎡）が最も多く、続いて観光施設（23施設 8,097㎡）となっております。

表1 【施設群ごとの面積等】（平成27年3月現在）

	面積(㎡)	割合
行政系施設	4514	9.95%
集会施設	799	1.76%
産業系施設	6653.02	14.67%
社会福祉施設	3193	7.04%
レクリエーション・観光施設	8097	17.86%
公営住宅	1179	2.60%
教育・文化・体育施設	20909.9	46.12%
合計	45344.92	100.00%

面積(㎡)

図5 公共施設の築年別整備状況





## 2. インフラ資産の保有状況

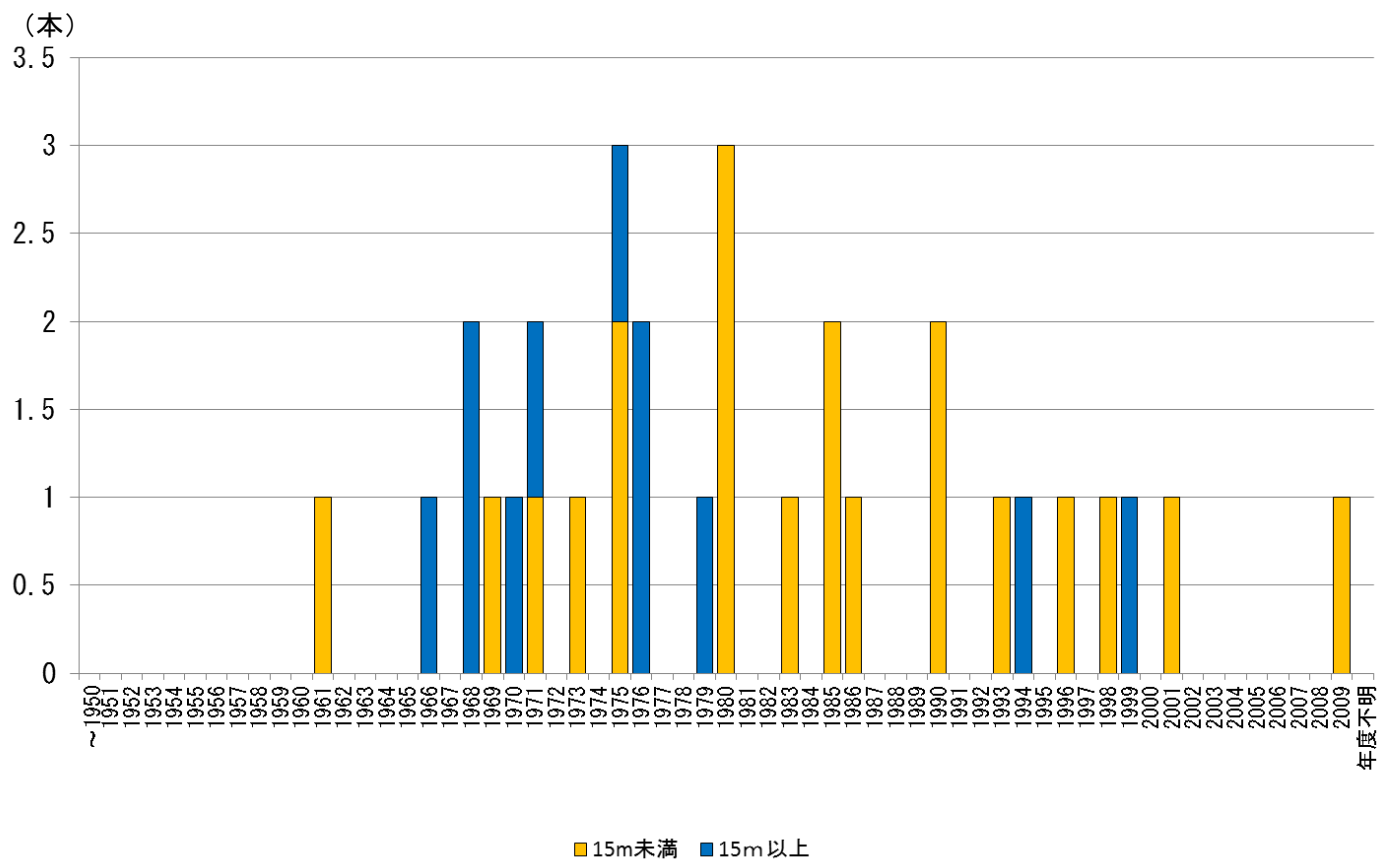
インフラ資産は、生活及び産業の基盤となる公共施設であり、村民生活や地域経済活動を支えています。

当村の主なインフラ資産は次の表のとおりとなっています。

表2【主なインフラ資産の保有量】(平成28年3月現在)

種別	主な施設等	施設数等
村道	延長	182.5km
	うち舗装済延長	103.3km
	橋梁	31橋
林道	延長	29km
簡易水道	浄水場	9施設
	管路延長	50.6km
下水道	処理場	1施設
	管路延長	18.3km
公園	農村公園等	4箇所

図6 橋りょうの年度別整備本数



### 3. 課題

橋梁については、平成 23 年度に橋梁点検及び長寿命化計画を策定し、平成 34 年度まで長寿命化修繕工事が進行されます。また、村営住宅についても、平成 26 年度に公営住宅長寿命化計画を策定し、平成 27 年度～平成 36 年度まで長寿命化のための修繕計画に基づいた工事が行われます。

なお、下水道については、平成 26 年度から浄化センター設備の長寿命化対策を、簡易水道については、平成 27 年度から順次老朽化している各水道施設の統合化により長寿命化への対策を行っているところであり、これらの財源は国庫補助金、過疎債等となっております。

それ以外の公共施設は老朽化により維持補修費が増大していくと考えられます。

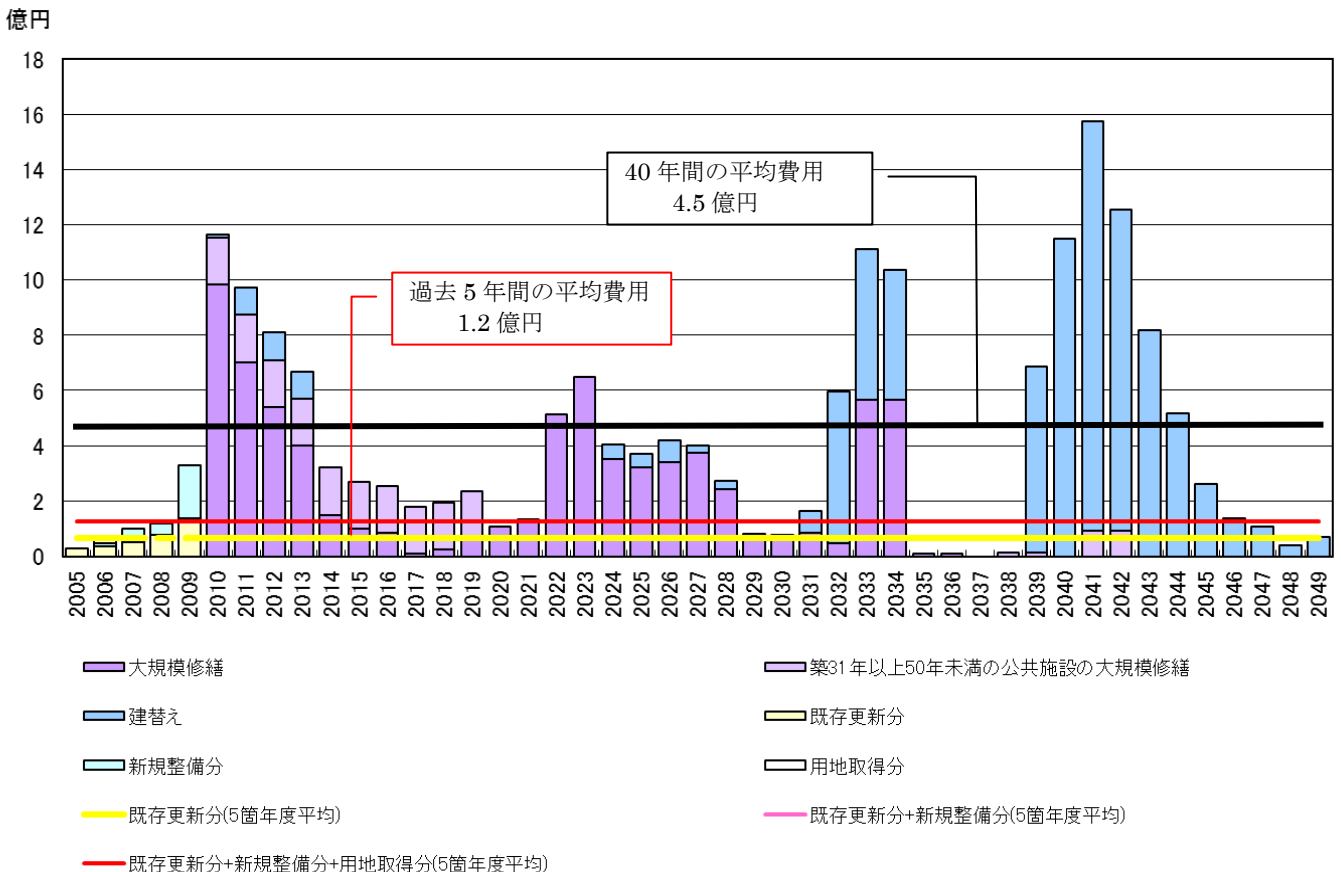
公共施設を多く整備してきた時期を起点に、

- ・ 現在保有する公共建築物をすべて保有し続け
- ・ 建替え更新周期は 60 年周期、大規模修繕は 30 年周期として

大規模修繕が始まる時期を含めた 40 年間に要する維持更新費を試算すると、総額で約 180.8 億円（年平均で約 4.5 億円）となります。

当村でこれまで実際に支出してきた公共施設投資的経費（既存更新分、新規整備及び用地取得分）の過去 5 年の平均は約 1.2 億円となっており、この支出規模を今後も維持できると仮定すると、毎年 3.3 億円不足することとなるため、いかにして計画的に維持補修していくか、または建替えしていくかが大きな課題となります。

図7 公共施設の将来の更新費用の推計



## 第4章 総合管理計画基本方針

---

### 1. 総合管理計画の2つの基本方針

これまでに述べた現状や課題に対応し、健全で持続可能な経営を実現するために、次の2つの基本方針に基づき、総合管理計画を推進していきます。

#### **【基本方針1】公共施設の長寿命化の推進**

基本的に施設の耐用年数が過ぎるまでは長寿命化を推進します。

耐用年数が過ぎた施設でもその状況に応じてライフサイクルコスト<sup>(4)</sup>の縮減が図れらると判断できるものについては長寿命化を推進します。

必要に応じ点検等を実施し、計画的な維持補修を徹底し、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。

施設によっては既に策定されている各長寿命化計画等を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。

#### **【基本方針2】公共施設の総資産量の適正化**

耐用年数が過ぎた施設で活用が見込まれない施設は、廃止を視野にいれながら検討します。

耐用年数が過ぎた施設で今後も継続的に活用が見込まれるものは、人口減少、住民ニーズ、費用対効果、必要なサービス水準の確保などを考慮し、施設の複合化・集約化・面積の縮減・統廃合による建替えを検討します。

新規の施設整備についても、人口減少、住民ニーズ、費用対効果、必要なサービス水準の確保、他の施設との複合化・集約化などを考慮して建設を検討します。

### 2. 地方公会計制度の活用

従来の官庁会計は、現金の支出を記録することを目的とした単年度会計であるため、公共施設の建設から解体までに必要となるライフサイクルコストを把握することが困難な上、供用されている各年に発生している減価償却費などの非現金支出が資産の状況に反映されないという課題があります。

今後は平成27年1月に総務省より示された統一的な基準による財務書類の作成等の基準により、地方公会計制度に適合した固定資産台帳を整備し、ライフサイクルコストを把握することにより、公共施設の適切な保有量の調整や、幅広い視点からコスト削減の余地を検討します。

---

(4) 施設の建設から維持管理、解体撤去に至るまでの生涯費用

### 3. 議会や住民との情報共有

公共施設の総資産量の適正化に係る新規建設・複合化・集約化・面積の縮減・統廃合・廃止等を検討するにあたっては、村づくりのあり方に関わるものであることから、議会や住民に十分な情報提供を行い、議会や住民の意見等を踏まえた上で実施することとします。